

【輸出管理実務をわかりやすく】 ～大学編～

「大学・研究機関向けQ&A」・「貨物・技術の合体マトリックス表」

を活用した効率的な管理

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

田仲 信夫

内 容

1. 何が規制されるのか
2. 輸出管理で求められるものとは
 - (1) 体制の構築(輸出者等遵守基準)
 - (2) 貨物の輸出
 - (3) 技術の提供(効率的運用も含めて)
3. その他
4. まとめ

1. 何が規制されるのか

1. 何が規制されるのか ①

—日本—

—外国—

もの（貨物）を海外に輸出する場合、許可が必要な場合がある



- 国際輸出管理レジームで規制されるもの（リスト規制）
- 上記以外で懸念用途に用いられるおそれがある場合（キャッチオール規制）

技術を提供する場合（居住者→非居住者*、技術の持出し）、許可が必要な場合がある

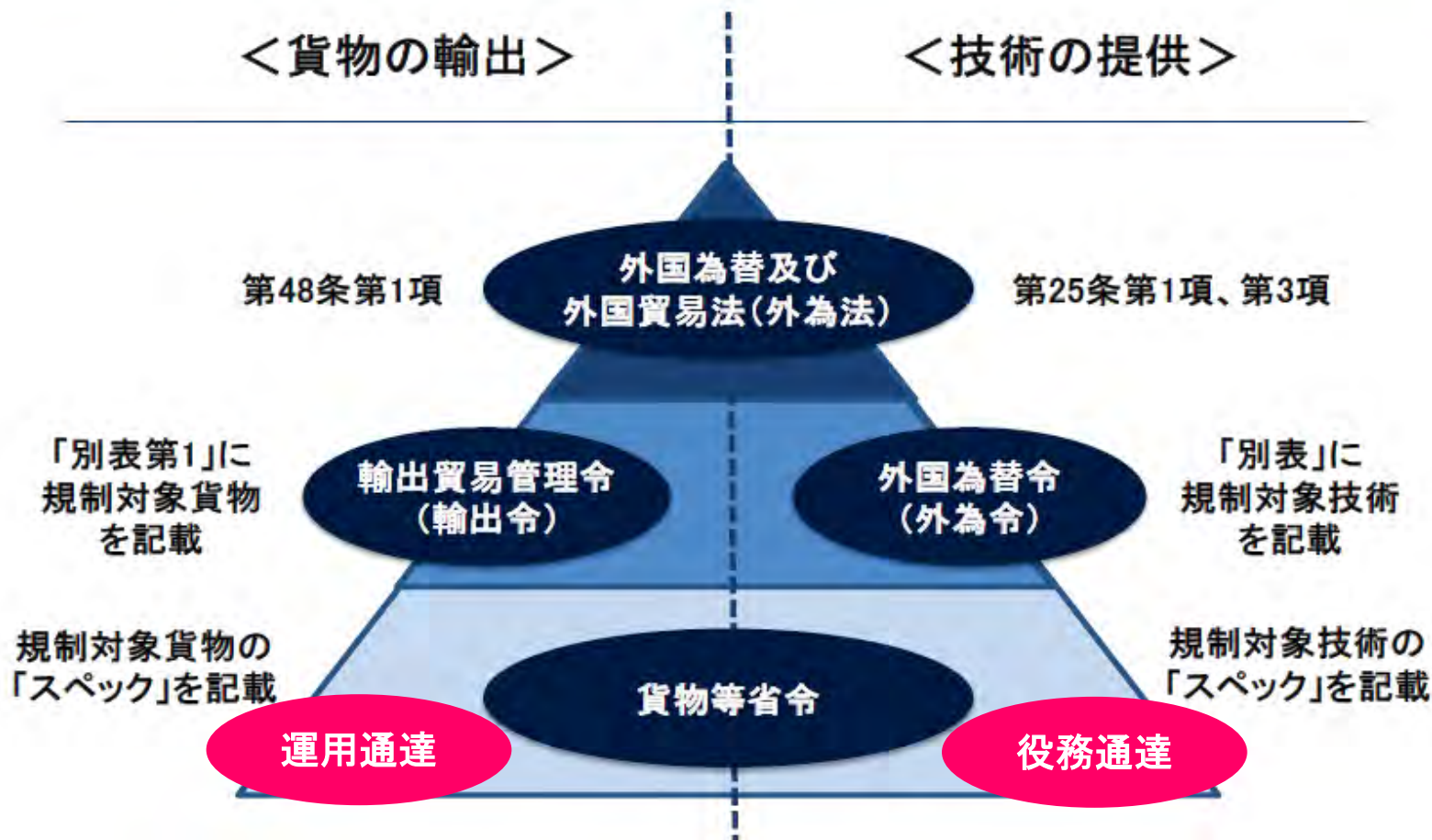


- 国際輸出管理レジームで規制される技術（リスト規制）
- 上記以外で懸念用途に用いられるおそれがある場合（キャッチオール規制）

*留学生等に対する技術提供はこれに当たる。
法令上は外国における居住者間取引も対象となっているがこの説明では省略する。

1. 何が規制されるのか ②

法律、政令、省令の概要



1. 何が規制されるのか ③

輸出令別表1・
外為令別表の
項番

政令の別表と省令、規制品目の関係

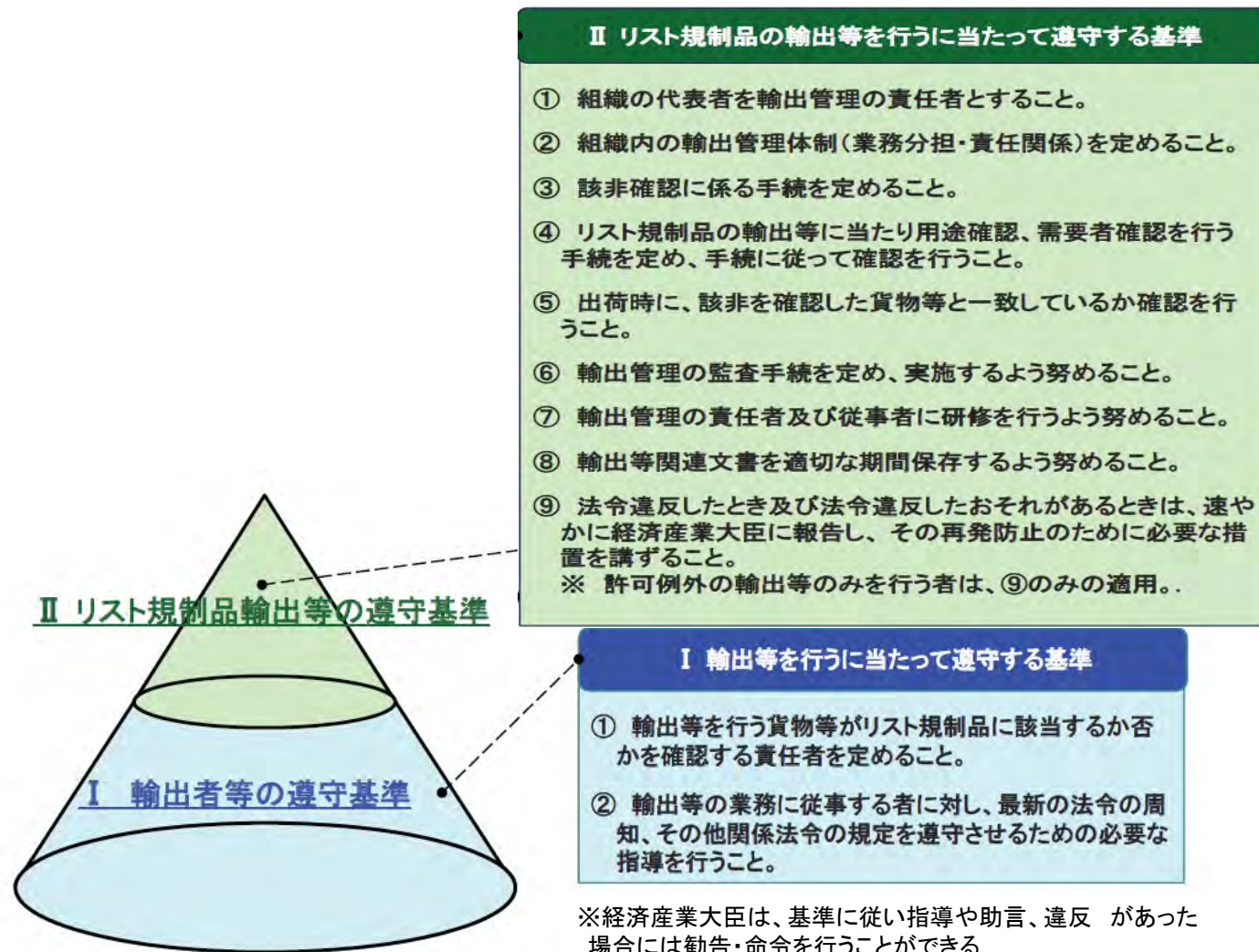
項番			省令 (貨物)	省令 (技術)		主な規制品目	
1	リスト 規制	武器					
2		汎 用 品	1条	15条	NSG	NSGパート1	原子力専用品
						NSGパート2	原子力用途以外にも使用できる汎用品
3			2条	15条の2	AG	化学兵器の原料となる物質及び製造装置	
3の2			2条の2	15条の3		生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置	
4			3条	16条	MTCR	ミサイル・ロケット及び製造装置	
5			4条	17条	WA	カテゴリー1	先端材料
6			5条	18条		カテゴリー2	材料加工
7			6条	19条		カテゴリー3	エレクトロニクス
8			7条	20条		カテゴリー4	コンピュータ
9			8条	21条		カテゴリー5	通信機器
10			9条	22条		カテゴリー6	センサー・レーザー
11			10条	23条		カテゴリー7	航法装置
12			11条	24条		カテゴリー8	海洋関連装置
13			12条	25条		カテゴリー9	推進装置
14			13条	26条		1の項以外の軍需品	
15	14条	27条	機微品目				
16			28条	キャッチオール規制			

2. 輸出管理で求められるものとは

(1) 体制の構築(輸出者等遵守基準)

2. 輸出管理で求められるものとは

(1) 体制の構築(輸出者等遵守基準) ①



2. 輸出管理で求められるものとは

(1) 体制の構築(輸出者等遵守基準) ②

II リスト規制品輸出等の遵守基準

- ①組織の代表者を輸出管理責任者に
- ②組織内の輸出管理体制の構築
- ③該非判定の手続きを定める
- ④リスト規制品の輸出等の際の用途/需要者確認の手続きを定め、実施
- ⑤出荷確認の実施
- ⑥輸出管理の監査手続きを定め実施を努める
- ⑦従事者等への研修の実施を努める
- ⑧関連文書の適当期間の保存に努める
- ⑨法令違反の報告と再発防止策の実施

I 輸出者等の遵守基準

- ①該非を確認する責任者選定
- ②関係者に最新法令の周知

組織の代表者が責任者となり、管理体制を構築して業務分担などを明確にし、定めた手続きに従って該非判定を行う。リスト規制品の場合は定めた手続きに従って用途・需要者確認を行い、出荷時の確認を行う

適正な実施のための監査の実施、従業員等への研修の実施、関連文書の保存

法令違反の報告と再発防止策の実施

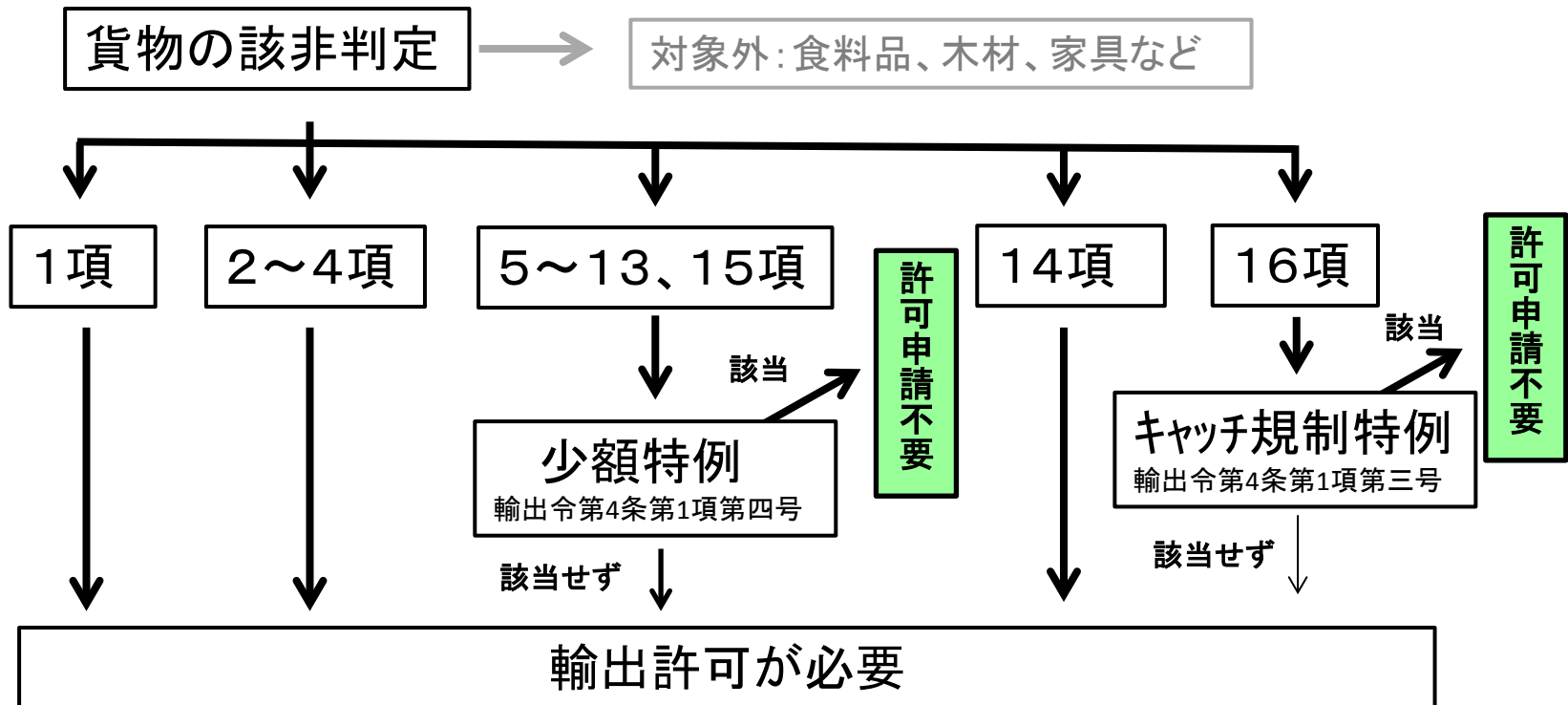
責任者を選定して、最新の法令で該非判定を行う(キャッチオール規制の確認を含む)

2. 輸出管理で求められるものとは

(2) 貨物の輸出

2. 輸出管理で求められるものとは (2) 貨物の輸出 ①

貨物の輸出の確認手順：まず該非判定を行うのが効率的
(少額特例の確認の例)



2. 輸出管理で求められるものとは

(2) 貨物の輸出 ②

(参考)リスト規制一覧①

参:P10

2015年10月

項目	項目	項目	項目	項目	項目
1 武器		(12) 1 数値制御工作機械	(45) 放射線遮蔽窓・窓枠	(15) ロケット・UAV用構造材料	
(1) 銃砲・銃砲弾等	(13) 2 測定装置	(46) 放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16) ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等		
(2) 爆発物・発射装置等	(14) 誘導路・アーク炉・溶解炉等	(47) トリチウム	(17) ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他		
(3) 火薬類・軍用燃料	(15) アイソスタチックプレス等	(48) トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18) アビオニクス装置等		
(4) 火薬又は爆薬の安定剤	(16) ロボット等	(49) 白金触媒	(18の2) ロケット・UAV用熱電池		
(5) 指向性エネルギー兵器等	(17) 振動試験装置等	(50) ヘリウム3	(19) 航空機・船舶用重力計・重力勾配計		
(6) 運動エネルギー兵器等	(18) ガス遠心分離機・ロータ用構造材料	(51) レニウム等の一次製品	(20) ロケット・UAV発射台・支援装置		
(7) 軍用車両・軍用仮設機等	(19) ベリリウム	(52) 防弾構造の容器	(21) ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他		
(8) 軍用船舶等	(20) 核兵器起爆用アルファ線源用物質		(22) ロケット搭載用電子計算機		
(9) 軍用航空機等	(21) ほう素10		(23) ロケット・UAV用A/D変換器		
(10) 防潜網・魚雷防御網他	(22) 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3 化学兵器		(24) 振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	
(11) 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23) るつぽ	(1) 軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(24の2) ロケット設計用電子計算機		
(12) 軍用探照灯・制御装置	(24) ハフニウム	(2) 化学製剤用製造機械装置等	(25) 音波・電波・光の減少材料・装置		
(13) 軍用細菌製剤・化学製剤等	(25) リチウム	3の2 生物兵器		(26) ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー	
(13の2) 軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26) タングステン	(1) 軍用細菌製剤の原料	5 先端材料		
(14) 軍用化学製剤用細胞株他	(27) ジルコニウム	(2) 細菌製剤用製造装置等	(1) ふっ素化合物製品		
(15) 軍用火薬類の製造・試験装置等	(28) ふっ素製造用電解槽		(2) ビニリデンフルオリド圧電重合体他		
(16) 兵器製造用機械装置等	(29) ガス遠心分離機・ロータ製造装置等	4 ミサイル	(3) 芳香族ポリイミド製品		
(17) 軍用人工衛星又はその部分品	(30) 遠心方式釣合試験機	(1) ロケット・製造装置等	(4) チタン・アルミニウム合金成形工具		
	(31) フィラメントワインディング装置等	(1の2) 無人航空機(UAV)・製造装置等	(5) チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置		
	(32) レーザー発振器	(2) ロケット誘導装置・試験装置等	(6) 等金属性磁性材料		
2 原子力		(3) 推進装置等	(7) ウラン・チタン合金・タングステン合金		
(1) 核燃料物質・核原料物質	(33) 質量分析計・イオン源	(4) しごきスピニング加工機等	(8) 超電導材料		
(2) 原子炉・原子炉用発電装置等	(34) 圧力計・ペローズ弁	(5) サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(9) 作動油		
(3) 重水素・重水素化合物	(35) ソレノイドコイル形超電導電磁石	(5の2) ポンプに使用できる軸受	(10) 潤滑剤		
(4) 人造黒鉛	(35の2) 真空ポンプ	(6) 推進薬・原料	(11) 振動防止用液体		
(5) 核燃料物質分離再生装置等	(36) スクローラ型圧縮機等	(7) 推進薬の製造・試験装置等	(12) 冷凍用液体		
(6) リチウム同位元素分離用装置等	(37) 直流電源装置	(8) 粉粒体用混合機等	(13) セラミック粉末		
(7) ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(38) 電子加速器・エックス線装置	(9) ジェットミル・粉末金属製造装置等	(14) セラミック複合材料		
(8) 周波数変換器等	(39) 衝撃試験機	(10) 複合材料製造装置等	(15) ホリゾント・シリコン・シリシラン他		
(9) ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40) 高速撮影可能なカメラ等	(11) ノズル	(16) ビスマイト・芳香族ポリイミド他		
(10) 重水素・重水素化合物の製造装置等	(41) 干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12) ノズル・再突入機先端部製造装置他	(17) ビニリデンフルオリド共重合体他		
(10の2) ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42) 核兵器起爆(試験)用物質	(13) アイソスタチックプレス・制御装置	(18) プリフレッグ・プリフォーム・成型品等		
(11) しごきスピニング加工機等	(43) 光電子増倍管	(14) 複合材料用の炉・制御装置	(19) ほう素・ほう素合金・硝酸ケアンチン		
	(44) 遠隔操作のマニピュレーター				

2. 輸出管理で求められるものとは

(2) 貨物の輸出 ③

(参考)リスト規制一覧②

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等		炭化けい素等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	11 航法装置		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの	設計・製造装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	設計・製造装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ	(7)	暗号装置等	12 海洋関連		15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	非暗号型情報通信システム	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	波形記憶装置	(11)	(7)～(10)の設計・製造・測定装置他 (9)の設計・製造・測定装置他	(4)	水中カメラ等	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル計測用記録装置	10 センサー等		(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(1)	水中探知装置等	(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器等	(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5)	反射鏡	(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等	(6)	宇宙用光学部品等	13 推進装置		(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【変更】【追加】等は
2015年10月1日施行。

2. 輸出管理で求められるものとは

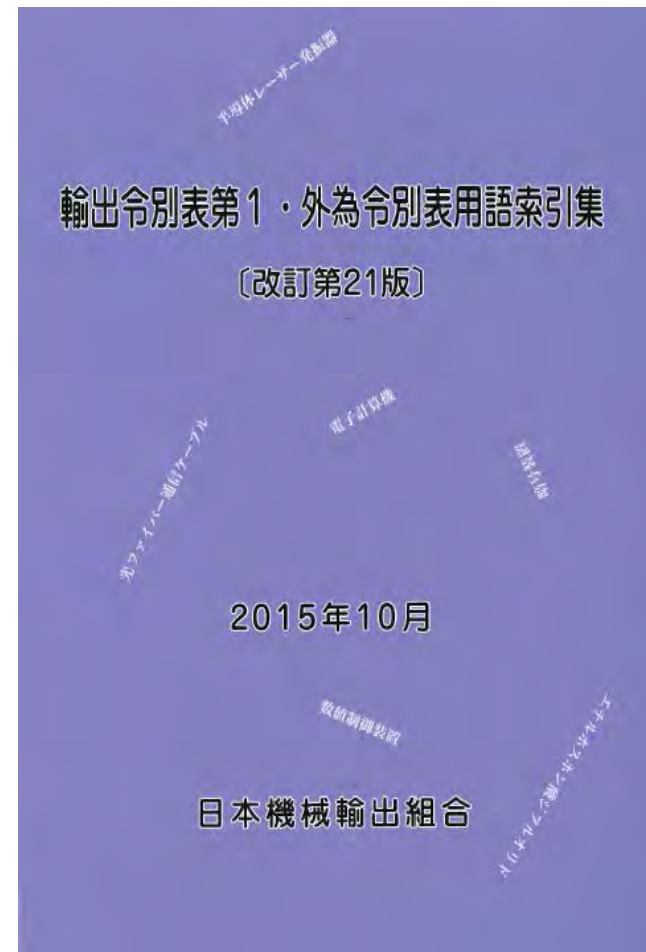
(2) 貨物の輸出 ④

(参考) 貨物のマトリックス表 METI/HPより抜粋

輸出令第2項		貨物等省令第1条		解 釈		(参考) 関係するECCN番号
項番	項 目	項番	項 目	用 語	用語の意味	
輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるものの	貨物等省令第1条 第十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。)	数値制御を行うことができる工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械(貨物等省令第1条第十四号イ(三)に該当するものを除く。)にあつては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。	2B001 2B201
	1 数値制御を行うことができる工作機械				鏡面仕上げ用工作機械を含む。	
	2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)		イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。)	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。(国際規格ISO2806-1980最新版参照)	
			(一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの	輪郭制御をすることができる軸数	輪郭制御をするために同時に関連づけて制御できる補間軸の総数をいう。	
			(二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの	電子制御装置	電子装置であつて、工作機械の有している運動制御機能と組合わされることにより輪郭制御をすることができるものを含む。	
			(三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの	電子制御装置を取り付けることができるもの	電子制御装置を実装していない数値制御工作機械を含む。	
			1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの			
			2 チャックを取り付けることができないもの	旋削	被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。	
			ロ フライス削削をすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。)		被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
			(一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの			

2. 輸出管理で求められるものとは (2) 貨物の輸出 ⑤

(参考)関係法令集 と用語索引集



2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供(効率的運用も含めて)

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ①

I. 技術提供の規制の概要

外為法第25条

1. 対象技術 (外為令別表)

設計・製造・使用技術

1～15項

16項

(主な例外規定)
貿易外省令

公知の技術
第9条第2項第九号

許可申請不要

基礎科学分野
の研究
第9条第2項第十号

許可申請不要

キャッチ特例
(16項のみ)
第9条第2項第七号

許可申請不要

&

2. 提供形態

居住者→非居住者

OR

技術の持出し

役務取引許可が必要

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ②

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 対象技術についての確認

(1) どのような技術を提供するのか？

- ① 研究内容に関連して提供する技術
- ② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

(2) 提供する技術が規制の対象か？

- ① 例外規定(許可申請不要)に当たるか確認
- ② 例外規定に当たらない場合、技術の該非判定
- ③ 技術が非該当であっても、キャッチオール規制の確認は必要

2. 提供形態についての確認

(1) 居住性→非居住者への提供か？

(2) 技術を持ち出すか？

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ③

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 対象技術についての確認

(1) どのような技術を提供するのか？

① 研究内容に関連して提供する技術

- ・受入教員が研究内容の専門家(受入教員の協力が不可欠)
- ・研究内容を事務方で把握するのは困難

→ URAの活用など受入教員とのコミュニケーションが重要

② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

- ・使用する実験機器などは、把握可能か？
- ・操作技術の該非判定は可能か？

→ 大学・研究機関向けQ&Aで「一般的に許可不要に」

(一般的に、使用する実験機器などの操作技術の確認が不要に)

2. 輸出管理で求められるものとは (3)技術の提供 ②再掲

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 対象技術についての確認

(1)どのような技術を提供するのか？

- ① 研究内容に関連して提供する技術
- ② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

(2)提供する技術が規制の対象か？

- ① 例外規定(許可申請不要)に当たるか確認
- ② 例外規定に当たらない場合、技術の該非判定

2. 提供形態についての確認

(1)居住性→非居住者への提供か？

(2)技術を持ち出すか？

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ④

Ⅱ 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 対象技術についての確認

(2) 提供する技術が規制の対象か？

① 例外規定(許可申請不要)に当たるか確認 (研究内容に関連して提供する技術)

- ・法令上は規制の対象となる技術の例外規定
- ・技術の例外規定は、全ての規制の対象となる技術に適用可

→ 効率的な場合には、例外規定を先に確認も可能に

(大学・研究機関向けQ&A14)

ただし、例外規定を適用する場合、その範囲に要注意！

また、学内で定めた該非判定手続きとの整合性に注意

例外規定

公知の技術・・・「不特定多数」の者への提供が前提。「特定多数」
は対象となっていないことに注意

基礎科学分野の研究・・・範囲が限定されており、「基礎的な研究」
ではないことに注意

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑤

例外規定「公知の技術」の確認手順

負担軽減される場合は、確認の順番の入れ替えて確認も可

「大学・研究機関向けQ&A 14」

法令上の整理

実務上の整理

公知になっていることが明らかな場合に有効
(管理規程と整合させることが重要)

1. 外為令別表に該当する技術か
2. 居住者→非居住者、持出し？

「公知の技術」該当する場合は
許可申請不要

1 & 2に該当する場合、許可申請要

1. 外為令別表に該当する技術か
2. 居住者→非居住者、持出し？

「公知の技術」該当する場合は
許可申請不要

1 & 2に該当する場合、許可申請要

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑥

(参考1) 例外規定 公知の技術(貿易外省令第9条第2項第九号)

→ 提供する技術が以下の範囲であれば許可申請不要

ただし、「特定多数」は対象となっていないことに注意

→ 考え方は、大学・研究機関向けQ&A9～12が参考になる

(貿易外省令第9条第2項第九号)

九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)であって、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑧

○「大学・研究機関向けQ&A」に、次の見解が示された
相手が不特定多数、特定多数に拘わらず、以下であれば、
規制の対象外。

- 市販された教科書等による講義(Q&A9)
- 不特定多数を対象としたオンライン講座(Q&A10)
(ただし、特定多数の場合は公開された情報の場合のみ)
- 公知化を目的とした学会発表(Q&A11)
- 不特定多数が入手／閲覧可能とするための論文
発表等(Q&A12)

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑦

(参考2) 例外規定 基礎科学分野の研究活動

(貿易外省令第9条第2項第十号)

- 提供する技術が以下の範囲であれば、許可申請不要(実験機器等の使用技術を含む) METI/HP 技術関連Q&A46参照
ただし、範囲が限定され、「基礎的な研究」ではないことに注意!

(貿易外省令第9条第2項第十号)

基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

(役務通達：外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について)

1(3) 用語の解釈

ク 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ②再掲

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 技術についての確認

(1) どのような技術を提供するのか？

- ① 研究内容に関連して提供する技術
- ② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

(2) 提供する技術が規制の対象か？

- ① 例外規定(許可申請不要)に当たるか確認
- ② 例外規定に当たらない場合、技術の該非判定

2. 提供形態についての確認

(1) 居住性→非居住者への提供か？

(2) 技術を持ち出すか？

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑧

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 技術についての確認

(2) 提供する技術が規制の対象か？

② 例外規定に当たらない場合、技術の該非判定（研究内容に関連して提供する技術）
＝ 役務取引許可申請が必要か否かの判断のための確認

外為令別表 1～15項(リスト規制) → 原則、役務取引許可が必要

外為令別表 16項(キャッチオール規制) → 懸念用途に用いられるおそれがある場合は役務取引許可が必要

この確認は、事務方だけで判定することは困難

→ 技術を提供する**先生方の協力が不可欠**。(URAの活用など)

→ 技術は、貨物の設計／製造／使用技術を中心に規制されているので、METI/HP上で公開されている **「貨物・技術の合体マトリックス表」**

を使うと貨物と技術の関係が分かりやすく、便利。

ただし、貨物の項番を引用していない「はみ出し技術」もあるので注意

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ⑨

(貨物・技術の合体マトリックス表)→経産省が包括的要請書を受けて公表
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

[illegible]

(参考) 従来

貨物のマトリックス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条		解 釈	
項番	項 目	項番	項 目	用 語	用語の意味
輸出令第2項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第1条	輸出令別表第1の2の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		
輸出令第2項(1)	核燃料物質又は核原料物質	貨物等省令第1条第一号	核燃料物質又は核原料物質であつて、次のいずれかに該当するもの イ ウラン又はその化合物 ロ トリウム又はその化合物 ハ プルトニウム又はその化合物 ニ イからハまでの貨物の1又は2以上を含むもの	核燃料物質	次のいずれかに該当するものをいう。 イ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物 ロ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に連しないウラン及びその化合物 ハ トリウム及びその化合物 ニ 上記イからハまでの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

技術のマトリックス表

外為令第2項		貨物等省令第15条	
項番	項 目	項番	項 目
外為令 第2項 (1)	輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令 第15条 1項	外国為替令(以下「外為令」という。)別表の2の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
		貨物等省令 第15条 1項 第一号	第1条第一号から第五号まで、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ⑩ー1

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 技術についての確認

(1) どのような技術を提供するのか？

② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

- ・使用する実験機器などは、把握可能か？
- ・実験機器の操作技術の該非判定は？

従来は、使用(操作)する実験機器などの該非判定を行い、次に操作技術が規制されているかどうか確認

- ◆ 研究室の実験機器は、そもそも輸出を前提としたものではないので、該非判定は行っていない
- ◆ 実験機器は使用するが、該非判定できる知識はない
- ◆ 実験機器の該非判定を誰に頼んでよいか分からない
- ◆ 多く機器があり、全ての機器の該非判定を行うのは極めて困難などの問題があった

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑩ー2

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 技術についての確認

(1) どのような技術を提供するのか？

② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

- ・使用する実験機器などは、把握可能か？
- ・操作技術の該非判定判定は？

→ 大学・研究機関向けQ&Aで「一般的に許可不要に」

(一般的に使用する実験機器などの操作技術の確認は不要)

(大学・研究機関向けQ&A) → 経産省が包括的要請書を受けて公表

(Q7) 研究室の留学生等が行う研究において、リスト規制に該当する貨物を用いて研究に必要なデータを計測する必要があります。多くのデータが必要になるため、留学生等に操作方法を教えようと思いますが、この場合、該当貨物の使用等に必要な技術として役務許可申請が必要となるのでしょうか。なお、留学生等の研究内容はリスト規制には該当しない基礎的な研究です。

(A7) 基本的に、「必要な技術」とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいいますので、非該当貨物と同等の操作技術は、「必要な技術」には当たらないと考えられます。従って、大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、当該貨物の使用等に必要な技術には該当しないものと考えられます。

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑩ー3

Ⅱ. 技術の提供の確認手順(留学生等の受入れの場合)

1. 技術についての確認

(1) どのような技術を提供するのか？

② 研究を実施する上で使用する実験機器などの操作技術

- ・使用する実験機器などは、把握可能か？
- ・操作技術の該非判定判定は？

→ 大学・研究機関向けQ&Aで「一般的に許可不要に」

(一般的に使用する実験機器などの操作技術の確認は不要)

ただし、大学・研究機関向けQ&A7では、一部の貨物(原子力専用品など)の操作技術は許可申請不要とならないので要注意

また、Q&A8で「スパコンの操作マニュアル等が該当技術であれば許可申請が必要です。」と記載されているので要注意

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ①再掲

I. 技術提供の規制の概要

外為法第25条

1. 対象技術 (外為令別表)

設計・製造・使用技術

1～15項

16項

(主な例外規定)
貿易外省令

公知の技術
第9条第2項第九号

許可申請不要

基礎科学分野
の研究
第9条第2項第十号

許可申請不要

キャッチ特例
(16項のみ)
第9条第2項第七号

許可申請不要

&

2. 提供形態

居住者→非居住者

OR

技術の持出し

役務取引許可が必要

2. 輸出管理で求められるものとは (3) 技術の提供 ⑪

(2) 居住性の判断

財務省通達が唯一の判断基準。判断に迷う場合は経産省に確認。

居住者	非居住者
<u>日本人の場合</u> ① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	<u>日本人の場合</u> ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
<u>外国人の場合</u> ① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者	<u>外国人の場合</u> ① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 (ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
<u>法人等の場合</u> ① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③ 日本の在外公館	<u>法人等の場合</u> ① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関
	<u>その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等</u>

2. 輸出管理で求められるものとは

(3) 技術の提供 ⑫

- 居住性の判断については、「大学・研究機関向けQ&A」のQ&A15～21に説明はあるが、最終的な判断の拠り所は**財務省通達**。しかし、判断に迷うケースも。
- 来日後6ヶ月経過すれば居住者扱いになっても、留学生が他の非居住者に技術を提供したり、帰国時の技術資料等の持ち出しは規制対象。
- 提供する技術の該非判定を行えば、非該当となるケースが多い。 → 居住性の判断が不要に
- 管理実務上は、留学生等を全て(来日後6ヶ月以上経過した者等を含む)を該非判定の対象とし、「帰国時の技術資料の持出し等に関する注意喚起」を行うなど、慎重に管理する対象(該当技術を教える場合の特定)を絞り込むのも一案。

(参考)一昨年提出した包括的要請書で得られたもの

改善事項

現在

来日



留学生は非居住者

留学生に対する技術提供は規制対象

○どのような技術を提供するのか？

- ①研究内容に関連して提供する技術
- ②研究に使用する機器の使用技術

○提供する技術が規制対象か？

- ①技術の該非判定が困難
- ②機器の該非判定が困難



○該非判定支援ツール(貨物・技術の合体マトリックス表)の提供

→ 技術の該非判定が容易に。

○「該当の使用技術」の明確化(大学・研究機関向けQ&A7)

→ 1項・2項の一部を除き、研究で使用する機器の操作技術は規制対象外へ。



留学生は非居住者

留学生に対する技術提供は規制対象

→ 研究内容の該非で判断が可能に。
また、合体マトリックスによって効率的な該非判定が可能に。



来日後
6カ月



留学生は居住者扱い

留学生に対する技術提供は規制対象外。

ただし、他の非居住者に対する技術提供は規制対象。

また、帰国時の技術資料等の持出しは規制対象。



○ 留学生に対する注意喚起(大学・研究機関向けQ&A19)

→ 現実的な管理(注意喚起)を提示



留学生は居住者扱い

留学生に対する技術提供は規制対象外であるが、一定の管理を行うことによって管理対象を絞り、効率的な管理へ
(他の非居住者への提供)



(技術の持ち出し)

帰国



留学生は非居住者



留学生は非居住者

(参考)「大学研究機関向けQ&A」と「貨物・技術の合体マトリックス表」

経済産業省 安全保障貿易管理 Export Control

■ サイトマップ ■ 用語の手引き → English

TOPICS

最新の制度改正

- ▶ [外国ユーザーリストの改正について\(2016.3.29\)](#)
- ▶ [輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の一部改正について\(2016.3.29\)](#)
- ▶ [イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について\(2016.1.22\)](#)
- ▶ [外国ユーザーリストの改正について\(2016.1.22\)](#)
- ▶ [外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について\(2015.07.31\)](#)
- ▶ [輸出貿易管理令の運用について等の通達改正について\(2015.04.22\)](#)

意見募集中の案件

説明会開催状況

- ▶ [安全保障貿易管理説明会](#)
- ▶ [大学・研究機関向け説明会](#)

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

関係法令

電子申請

キーワードで調べる

外為法改正 | [貨物・技術のマトリックス表](#) | [輸出管理内部規程](#) | [輸出者等遵守基準](#) | [外国ユーザーリスト](#) | [参考情報：政省令-EU規制リスト対比表](#)

新着情報

- ▶ 平成28年 3月29日 **制度** [外国ユーザーリストの関連規定を改正するとともに、改正情報を掲載いたしました。](#)
- ▶ 平成28年 3月29日 **制度** [輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の改正情報を掲載いたしました。](#)

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

事後審査(外為法違反について)

説明会

関係法令

[Q&A](#)

[リンク集](#)

[ENGLISH PAGE](#)

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課
(本館14F東1)
電話番号：03-3501-2801
東京都千代田区森が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

午前：10：00～11：45
午後：1：30～ 3：30
※許可証の受領については、
午後：5：00まで

「大学・研究機関向けQ&A」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigakuqanda/daigakuqanda.pdf>

「貨物・技術の合体マトリックス表」

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/kamotsu_ekimu_matrixfile.xls

3. その他

3. その他 ①

1. 留学生等受入れ時に研究テーマが決まっていない場合は・・・

- 技術提供の場合、技術を提供するまでの許可を取得
役務通達の中に「許可を必要とする時点」が示されている
- 外為法上、留学生等の受入れの規制ではなく、技術の提供に関する規制

➔ 研究テーマが決まっていなくても受入れ自体は可。

テーマが決まり、該当技術を提供するなどの場合には許可申請を行えばよい
ただし、許可申請をすれば100%許可されるというわけではないので、

- ー テーマの変更も想定
- ー 技術の該当項番、留学生等に関する懸念情報がある場合は許可されない可能性もあるので、受入れ判断は慎重に！
特に、リスト規制が想定される研究室（原子力、航空宇宙など）
- ー 留学生等が居住者扱いになっても、技術の持ち出し規制等があり、一定の管理は必要

3. その他 ②

2. 短期の研究者受入れ等の対応

- 日本で開催される国際会議などに参加するために来日し、研究室に立ち寄る場合、スケジュール等を事前に把握しチェックすることは困難
- 将来的な共同研究などを視野に入れた意見交換のために来日し、研究室に立ち寄る場合、どのような技術を提供するのか想定するのが困難

などの対応

→ 航空宇宙、原子力など規制対象技術を保有している研究室等に、以下で対応することを周知するのが現実的。

この場合、規程上で明記することが重要。

- － 非該当技術の範囲での技術提供に留め、該当技術は提供しない
- － 該当技術を提供する場合は、別途、許可を取得してから提供

なお、「一般包括許可(通称 ホワイト包括)」の取得も効果的。

4. まとめ

4. まとめ ①

大学における輸出管理は新たな段階に

1. 文部科学省による外国人留学生増加に向けた取組

- ◆ スーパーグローバル大学創成支援
海外大学のユニット誘致など
- ◆ 留学生30万人計画に向けた取組

2. 新たな課題と着実な管理の実施

- ◆ 誘致した海外大学のユニットは非居住者扱い？
円滑な事業実施のために文科・経産両省で協議を
- ◆ 着実な管理の実施 → 次頁

4. まとめ ②

- ◆ 輸出管理実務は、制度を正しく理解して効率的に。管理規程との整合性に注意
- ◆ 該当＝受入れ不可ではなく、許可申請手続きが必要ということ
 - 許可申請手続きを簡素化するために「一般包括許可（ホワイト包括）」の活用も

(参考) CISTECが提供するサービス概要

01 輸出管理全般

01-1 皆様の「輸出管理って何？」にあらゆる角度からお応えいたします



(参考) CISTECのWebセミナー

<http://www.cistec.or.jp/service/webseminar/index.html>

TOP
輸出管理基本情報
書籍・出版物
一般サービス
実務能力認定試験
CISTECのご紹介

一般サービス
→ セミナー・講演会
→ Webセミナー
→ 輸出管理相談
→ 講師派遣
→ 監査・体制整備支援
→ 該非判定支援サービス
→ 該非判定早見ツール
→ eラーニング
→ メール配信サービス
→ 国際協力
CISTECの活動
→ 委員会便り
→ CISTECの提言・要請

CISTECジャーナル
→ CISTECジャーナル
賛助会員向け
→ 賛助会員コーナー ログイン
賛助会員のご案内
総合データベース
→ 国内法令コーナー ログイン
→ CHASERコーナー ログイン
→ 該非判定コーナー ログイン
→ ガイダンスコーナー ログイン
総合データベースのご案内
総合データベース利用約款
公表リスト
→ 公表リストのご案内

Webセミナー

研修会の録画	基礎的なセミナー	15分でわかる輸出管理シリーズ	その他
有料 輸出管理基礎コース 実務演習コース <キャッチオール規制／取引審査／教育・監査> <該非判定> <輸出管理の基礎／該非判定／取引審査／EAR> 海外法制度シリーズ <米国再輸出規制・EAR> <欧州／アジアの法制度編> STC Associate 入門セミナー(試験対策講座) STC Advanced／STC Expert(法令編)入門セミナー(試験対策講座) 責任者のための輸出管理セミナー	無料 安全保障貿易管理(後編)-企業の現場では-(JTROサイトより) (約10分) 安全保障貿易管理(前編)-必見! 輸出の前の注意点-(JTROサイトより) (約10分) 大量破壊兵器の恐怖(約16分・英語)(国連Web TVより) 該非判定超入門 (45分) 安全保障輸出管理の基礎(制度編) (18分) 安全保障輸出管理の基礎(実務編) (15分) 平成21年外為法改正の概要 (27分) EAR超入門 (PDF版) (27分) 【賛助会員のみ】 安全保障輸出管理の重要性 (PDF)(PPT)	【賛助会員・大学会員限定】 「化学品の輸出管理パート5」 (14/08/11) (48分) 「化学品の輸出管理パート4」 (14/08/11) (40分) 「化学品の輸出管理パート3」 (14/07/01) (27分) 「化学品の輸出管理パート2」 (14/07/01) (21分) 「化学品の輸出管理」 (14/05/12) (34分) 「＜取引審査の実務＞」 (15/11/24) (29分) NEW 「＜取引審査の考え方＞」 (14/02/07) (36分) 「キャッチオール規制」 (13/12/12) (10分) 「体制構築とトップのあり方」 (13/08/21) (12分) 「包括許可について」 (13/08/05) (25分) 「9の項(7)暗号装置の該非判定」 (13/07/19) (28分) 「パラメータシート／項目	【賛助会員・大学会員限定】 「BIS Update 2013」 (13/08/21) ご参考資料 (24分) 「クラウドコンピューティングサービスに関する法令解釈について」 (13/07/11) (20分) 「資料(修正版)」 「誤記修正箇所」 「米国弁護士講演会」 Q&A ご参考資料 (13/06/07) (56分) ※(注) ファイルを開く際に、ID/PWを求められる場合は、賛助会員コーナーのID/PWをご使用ください。なお、いったんダウンロードしていただければ、それらの記入は不要です。 賛助会員様内部でのご利用をお願いします。

(参考) CISTECのeラーニング

<http://www.cistec.or.jp/service/elearning/index.html>

一般サービス

- セミナー・講演会
- Webセミナー
- 輸出管理相談
- 講師派遣
- 監査・体制整備支援
- 該当判定支援サービス
- 該当判定早見ツール
- eラーニング**
- メール配信サービス
- 国際協力

CISTECの活動

- 委員会便り
- CISTECの提言・要請

CISTECジャーナル

- CISTECジャーナル

賛助会員向け

- 賛助会員コーナー [ログイン](#)

賛助会員のご案内

総合データベース

- 国内法令コーナー [ログイン](#)
- CHASERコーナー [ログイン](#)
- 該当判定コーナー [ログイン](#)
- ガイダンスコーナー [ログイン](#)

総合データベースのご案内

総合データベース利用約款

公表リスト

- 公表リストのご案内
- 検索システム

eラーニング

**「STC Associateへの道」(第5版)の例題(87問)を新たにeラーニング化いたしました！
どなたでも無料で学習できます！**

CISTECでは、安全保障輸出管理eラーニング教材をWEBサイトに無料で公開しています。どなたでも、自由にご利用いただけます。スマホやiPadなどでもご覧いただけますので、いつでもどこでも学習することができます。

平成21年の外為法改正により、技術提供に関する規制や罰則が強化されました。平成22年4月1日からは、新たに「輸出者等遵守基準」が施行され、中小企業や大学・研究機関も含めて、ほぼすべての輸出者に対して、内部での啓発普及等が求められています。

関コHPで公開している「[輸出管理基本情報](#)」「[入門者の皆様へ](#)」等のコーナーにて掲載されている資料や研修会等により理解を深めたいいただき、本教材を併せて活用されることにより、安全保障輸出管理についての基礎的素養を身につけていただければ幸いです。なお、HPの「[実務能力認定試験](#)」コーナーにて、[過去問とその解説](#)も掲載しています。併せてご利用ください。

eラーニングのトップ画面	eラーニングの内容	利用条件
	→ 安全保障輸出管理実務能力認定試験 【STC Associateへの道】(第5版)の例題集 ※IE11以前のIEで閲覧できない場合の対応方法	・ どなたでも自由にご利用いただけます。 ・ 無料
	→ 安全保障輸出管理実務能力認定試験 (STC Associate) 対策コース コースの【特徴】	・ どなたでも自由にご利用いただけます。 ・ 無料
	→ 安全保障輸出管理実務能力認定試験 (STC Advanced) 演習問題集 (STC Advanced) 第1回試験問題	・ どなたでも自由にご利用いただけます。 ・ 無料

ご清聴ありがとうございました。

